

コワーキング&コミュニティハブ bench! 利用規約

きっかけオノミチ合同会社（以下「当社」という。）はコワーキング&コミュニティハブ bench!（以下「本施設」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）として以下に利用に関する必要な事項を定めるものとする。

第1章 基本事項

第1条（所在地）

本施設の所在地は広島県尾道市久保三丁目 5-1 とする。

第2条（施設の目的）

本施設はコワーキングスペースを提供することで、コミュニティの交流を通じて個人またはコミュニティにおける新たな価値観を創造し、地域活性化に資することを目的とする。

第3条（施設利用の趣旨）

本施設の利用者は施設の目的を踏まえ、以下の各号に沿った利用を行う。

- (1) コワーキング
- (2) デスクワーク
- (3) ミーティング
- (4) 地域の活性化、コミュニティを越えた新たな繋がりが生まれる可能性のある交流やイベントの参加、企画、実施
- (5) 掲示、展示、イベントなどを通じた活動や取組みの紹介

第2章 施設の概要

第4条（施設利用時間）

本施設の営業日及び営業時間は原則として次のとおりとする。

- (1) 開館時間は、月曜日から金曜日は午前9時から午後6時までとし、土曜日は午前9時から午後1時までとする。
- (2) 日曜日は原則として休館とする。但し、臨時に開館する場合がある。
- (3) 毎年12月29日から翌年の1月3日までは休館日とする。
- (4) その他、館内メンテナンス等の理由により臨時に休館する場合がある。

第5条（施設の主な機能）

本施設は以下のスペースを持つ。

- (1) コワーキングスペース
- (2) デスクワークスペース
- (3) ミーティングルーム

第3章 利用者

第6条（利用できる機能及びサービス）

利用できる施設の機能及びサービス、料金は契約により、登録された会員区分によって異なるものとする。また、各施設を利用する初回には契約書（申込フォーム）から各項目の記載を求める。

第7条（会員登録）

1. 本施設及び本施設内におけるサービスを利用する為には当社の施設管理者にて契約及び登録（以下「会員登録」という。）を必要とする。
2. 会員登録した者は、本規約に同意したものとみなす。
3. 本施設は別途定める場合を除き、会員以外は利用できないものとする。
4. 個人契約においては契約した本人のみ、法人契約においては当該法人及び利用登録を行った各社員のみ会員の資格を持つものとする。
5. 入会時（ドロップインを除く）には本施設の入退室の際に会員証もしくは電子会員証を配付する。会員は、入会時に施設管理者に貸与された会員証を万が一紛失した場合は、所定の手数料を支払うものとする。
6. 会員たる地位及びこれに基づく権利義務は、第三者に譲渡、貸与または担保に供することはできないものとする。また、個人の場合において、会員資格の相続による承継はされないものとする。

第8条（会員の区分）

1. 会員とは、個人または法人で、第7条に定める本施設への登録手続きを完了した者をいい、それぞれ以下のとおり区分する。
 - (1) コワーキング&コミュニティ会員
 - (2) デスクワーク+会員
 - (3) パートナーカンパニー会員
 - (4) ドロップイン会員
2. 各会員は6カ月ごとに更新の確認を行う。その際、施設管理者は当該会員の利用目的を再度確認するものとする。
3. 第1項に規定する(1)、(2)、(3)の会員区分を変更することができるが、月額会費について第9条に定めるとおり精算するものとする。

第9条（会費）

1. 会費は、会員区分に応じ下記のとおり定め、会員は当該会費を当社に支払うものとする。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の会費に係る消費税については、法改正の内容に従い、会員は差額を負担するものとする。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) コワーキング&コミュニティー会員 | 3,000 円/月 (税別) |
| (2) デスクワーク+会員 | 8,000 円/月 (税別) |
| (3) パートナーカンパニー会員 | 20,000 円/月 (税別) |
| (4) ドロップイン会員 | 500 円/回 (税別) |

2. 第1項に規定する(1)、(2)、(3)の会員区分を変更する場合、変更前会員区分の月額会費より変更後会員区分の月額会費が高額である場合には、変更しようとする者は変更後会員区分の月額会費より支払い済みの月額会費を差し引いた会費を支払うものとする。

この際、日割り精算は行わないものとする。

3. 当社は第29条の定めに従い、備品等の利用料金・その支払方法等を変更できるものとする。

4. 災害その他緊急かつやむを得ない事由により応急施設として使用するとき、また施設管理者が特に認めたとき、使用料は全額免除とすることができるものとする。

第10条 (会費の支払い方法)

会費の支払い方法は、当社が定める方法によるものとし、詳細は会員登録時に施設管理者より利用者に説明するものとする。

第11条 (サービスの内容)

本施設において、会員が利用できるサービスは、次のとおりとする。なお、当社は必要に応じて、本施設及びサービスの内容を変更することができるものとする。

(無料サービス)

- ・ Wi-Fi 利用
- ・ コンセント利用
- ・ 冷蔵庫・ポット・電子レンジの利用
- ・ F A X の利用
- ・ ホワイトボード
- ・ HDMI ケーブル
- ・ 延長コード
- ・ 各種 USB ケーブル
- ・ USB 充電コンセントアダプタ
- ・ テレビ
- ・ ボードゲーム各種

(有料となるサービス)

- ・ ミーティングルーム利用
- ・ コピーまたはプリントアウト
- ・ ラミネート
- ・ 封筒

第12条（会員になる事ができない者）

下記の者（団体を含む）は会員となること、また本施設を利用することはできない。

- ・暴力団関係者、または反社会的行為に関わる者
- ・布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的とする者
- ・その他、施設の管理者が適さないと判断した者

第13条（登録情報）

会員登録の際には以下の情報を施設内にて当社が指定するフォームから提出し、同時に施設利用の説明を受けるものとする。

- ・契約者 氏名（フリガナ）※組織の場合、担当者氏名
- ・（組織の場合、代表者 氏名）
- ・社名、屋号
- ・住所（組織の場合、本社住所）
- ・電話番号（施設からの連絡がとれるもの）
- ・メールアドレス（施設からの連絡がとれるもの）
- ・会員種別
- ・支払い方法（月額の場合のみ）
- ・入会時に想定する利用期間
- ・利用目的
- ・繋がりへの期待について（社名や職種、取り組みなどの紹介の範囲について）

第14条（登録情報の変更について）

会員は、記名登録者を変更したい場合や登録情報に変更が生じた場合には速やかに施設管理者に変更の旨を申し出なければならない。

第15条（退会）

1. 会員が退会を希望する場合、第8条第1項(1)、(2)、(3)の会員は、退会希望日の1ヶ月前までに所定の退会届を提出することにより、退会希望月の末日をもって退会することができるものとする。但し、当該会員は退会希望日1ヶ月前までの予告に代えて、1ヶ月分の利用料金相当額の金額を支払うことによって即時に退会することができるものとする。尚、退会の際には施設管理者からの預り品は必ず返却しなければならない。
2. 当社の責による退会を除き、納入済みの会費の返金は行わないものとする。

第 16 条（施設管理者の権限）

当社は、本施設の利用者が本規約に反する行為に及んだ場合、もしくは施設の健全な運営を妨げる行為を働いた場合には、会員資格を無効、またはサービスの提供を拒絶する権利を有する。

第 4 章 利用方法

第 17 条（入退室方法）

1. 営業時間内においては、北側の正面入り口から入室し、受付の後に利用できる。
2. デスクワーク+会員及びパートナーカンパニー会員のみ、契約後に南側のスマートロッックによる登録を行うことで営業時間にかかわらず入退室を行うことができる。
3. 利用する当日は営業時間以内であれば施設を自由に出入りすることができる。

第 18 条（施設・備品の毀損）

当社は、利用者が施設や備品等を通常の範囲を超えて毀損した場合、その利用者に対して弁償を求める権利を有する。

第 19 条（飲食）

1. 本施設内での飲食については、原則、飲料のみとする。但し、コワーキングスペースにおいては、飲食可能とする。
2. 施設内への飲食物の持ち込みは可能とする。

第 5 章 プライバシー

第 20 条（個人情報の取り扱い）

当社は、本施設の運営にあたり取得する個人情報について適切な取り扱いと保護に努める。

第 21 条（個人情報利用目的）

利用者の個人情報は、第 2 条の目的を達成するために必要な範囲内で、個人が特定できない情報として加工された上で使用する事がある。また、個人が特定される場合には、あらかじめ本人の同意を得ることとする。

第 22 条（業務の委託）

本施設は、施設の一部を外部に委託し、その委託先に対して本サービスの運営に必要な範囲で個人情報を提供することがある。この場合、業務委託先との間で個人情報の保護を義務付け、委託した個人情報の管理につき、必要かつ適切な監督を行う。

第6章 その他

第23条（郵便物等の受取）

1. 会員は当社が認める場合において、当社から明示された住所を自らのオフィスの住所として名刺やWEBサイト等に掲示することができるものとする。但し、会員は退会と同時に当該掲示を削除することに予め同意するものとする。
2. ドロップイン会員を除く会員宛の郵便物等は施設管理者が一時的に収受し保管する。但し、施設側での一時的な預かりは原則最長14日までとし、これを超える場合、当社は会員に連絡することなく、着払いでの転送又は廃棄を行うものとする。
3. 受取可能な郵便物等は会員宛ての郵便物等に限る。以下に記載するものは受取不可とする。現金書留・内容証明・特別送達・本人限定受取郵便・着払い郵便物・代金引換・料金不足のもの・生き物・その他当社が預かるべきではないと判断したもの。
4. 郵便物等の紛失及び盗難等については、当社は一切の責任を負わないものとする。
5. 会員は、当社が実施する郵便物受取に係る業務において、当社が収受した会員宛の郵便物及び財産等が、犯罪による収益である疑い又はそれらの事実の仮装・秘匿行為を行っている疑いがある場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び経済産業省の「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）」に基づき、会員への事前連絡なしに、行政庁等に速やかに届出を行うことに同意するものとする。
6. 前項に係る郵便物等及び宛先がわからない郵便物を当社が収受した場合、当社又は関係行政庁等の判断により会員に無断で郵便物等の開封を行うことを、会員は事前に同意し、当社又は関係行政庁等による開封が行われた場合に一切異議を申し立てないこととする。
7. 会員は、本施設利用期間終了日以降、当社が郵便物の転送等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物として処理することに予め同意するものとする。

第24条（法人登記への住所利用）

本施設の住所を利用する法人登記は当社が認める場合を除き、原則不可とする。

第25条（所持品の管理）

本施設内における利用者所有物の管理は、利用者の責任において行うものとし、本施設内において生じた盗難及び紛失、事故等について、当社は一切の責任を負わないものとする。

第26条（会員ゲストの入室について）

各会員がゲストを本施設に招く場合は以下の通り定める。

- (1) 物の受け取り、施設内の案内などは無料とする
- (2) テーブルに座っての打ち合わせや共同作業（席の利用が発生し、15分を超えるもの）はドロップイン会員として扱う（未登録の場合は、登録手続きを行う）
- (3) 入室可能時間は、営業時間のみとし、当社の許可なく営業時間外での入室はできない。
- (4) 上記に従わない場合、またその事実が発覚した場合、第16条に準じ対応をするものとする。

第 27 条（禁止事項）

本施設内において、利用者による次の行為を禁止する。

- (1) 動物を施設内に持ち込むこと。
- (2) 火気やガス、その他当社が危険と判断したものを使用すること。
- (3) 本施設の設備・備品等を施設外に持ち出す行為。
- (4) 本施設の秩序を乱す行為。
- (5) 本施設内で取得した他の利用者または施設管理者等の情報（本施設外において公開されていないもの）を無断で利用し、または第三者に開示し漏洩する行為。
- (6) その他、当社が不適切と判断する行為。

第 28 条（免責事項）

本施設並びに施設内の設備、機器の利用に起因する事故や怪我、施設内での盗難、情報の搾取等により利用者が生じた損害につき、当社及び施設家主は一切の責任を負わないものとする。

第 29 条（規約の改訂）

当社は状況に応じて、一定の周知期間を設ける事により、本規約を改訂することができる。

第 30 条（管轄裁判所）

本規約に関し、利用者と当社の間で紛争が生じた場合、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を以って第一審の管轄裁判所とする。

第 31 条（施工期日）

本規約は令和 6 年 11 月 25 日より施行する。

令和 6 年 11 月 25 日制定

上記は、コワーキング&コミュニティハブ bench!の
利用規約に相違ありません

令和 6 年 11 月 25 日
きっかけオノミチ合同会社
代表社員 後 藤 峻